

住民監査請求および監査結果の概要

平成26年度

1 病院事業庁精神医療センター病棟寝具賃貸借業務契約に関する請求

請求日 平成26年12月2日

結果通知日 平成27年2月9日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、

職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性または不当性があると主張している。

ア 同等品の認定について

病院事業庁等では、同等品を「指定品と規格（形状、材質、色など）・品質・性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものであり、定価は概ね指定品と同等であるもの」といった定義をしているところであるから、仕様書において、中綿の素材として指定している羽毛の掛布団に比べ、品質や調達価格、クリーニングコストに差のある化学繊維を中綿とする掛布団を同等品として認定することは不当である。

入札予定価格自体は仕様書に基づいて決められているものであって、化学繊維のものであれば、より低廉な入札価格を定めることが可能である。高価な水鳥羽毛でなくても良いのなら、安価な化学繊維との間に生じるその差額は、滋賀県が損失を被っている。

イ 仕様書の記載について

同等品として化学繊維のものを認めるという趣旨であれば、最初から、化学繊維でもかまわないということを明記しておれば、それに沿った対応が可能である。ところが、書いていないため、この入札の方法というものは不当である。

監査結果 棄却

- (1) 請求人は、品質や調達価格、クリーニングコストに差のある化学繊維を中綿とする掛布団を滋賀県が定義する同等品として認定することは不当である。また、その結果、県に損害が発生していると主張しているため、このことについて判断する。

「2 事実関係の確認」において記載したとおり、病院事業庁における会計事務の処理に関する事項は「滋賀県病院事業会計規程」に定められているが、この規程において、同等品の定義は定められておらず、そのほか、病院事業庁が同等品の定義を定めたものはない。

滋賀県財務規則を所管する会計管理局が定めている「物品ハンドブック」等については、病院事業庁においても業務を行うにあたっての参考とされているが、病院業務の特性によりこれによりがたい場合やなじまない場合があることから、同等品は契約の目的に応じて設定されるものである。

こうしたことから、精神医療センターでは、平成 22 年度から、病棟における患者用寝具として使用する上での快適さ、清潔さ、安全性などに適したものを調達するため、同規模以上の病院において病棟寝具賃貸借業務に使用した実績のあるものを同等品として設定したところであり、今回、化学繊維のもので落札されたが、現在まで、特に改善を求めるような事例は発生していない。

また、今回の落札額が他病院での実例価格と大きな乖離が認められるか否かが、不当性についての判断の一定の目安となり得ると思料されることから、監査において、県内の公的な病院に対して実例価格を確認したところ、契約内容・条件が必ずしも一致しないため、単純な比較はできないが、本件の落札額は他病院の価格帯の範囲内にあり、不当に高いものとは認められなかった。

以上のことから、化学繊維を中綿とする掛布団を同等品として認定することは不当であるとは認められない。

なお、請求人は、羽毛と化繊とでは調達価格やクリーニングコストにも差があり、その差は入札価格全体に影響を及ぼすことから、安価な化繊との間に生じるその差額は、滋賀県が損失を被っていることになる」と主張しているが、本件の契約の目的は、掛布団のみの購入ではなく、寝具一式を運搬費や人件費等の要素を含んだ賃貸借による調達としていることから、賃貸借物の一部の一般的な購入価格などをもって、県に損害が発生しているか否かを論じることはできない。

(2) 次に、同等品として化学繊維のものを認めるという趣旨であれば、最初から、化学繊維でもかまわないということを明記しておれば、それに沿った対応が可能である。ところが、書いていないため、この入札の方法は不当であると主張しているため、このことについて判断する。

仕様書の「2 賃貸借内容」の第 2 段落において、「同等品の取り扱いについては、入札説明書の入札参加資格の申請の②における病院での業務に使用したものを認めることとする。」と明記がされており、今回の落札業者は、本仕様書に基づき、事前に精神医療センターに対して、同等品に関しての質問を行っていることから、請求人にあ

っても同様の質問をすることは可能であったと判断されるため、不当な入札であったとは言えない。

意 見

今回の入札仕様書において、賃貸借内容を「病棟寝具一式、当直用寝具一式、衛生マットレス、病衣および放射線検査用検査衣とし、サイズおよび数量等は別紙に定めるとおりとする。」「同等品の取り扱いについては、入札説明書の入札参加資格の申請の②における病院での業務に使用したものを認めることとする。」と記載し、別紙に寝具仕様を示しておきながら、同等品の取り扱いについては別紙に記載せず、仕様書の本文に記載するなど、一見して分かりにくい表記があり、誤解を生じるおそれがあることから、今後、監査対象機関において、仕様書の記載方法等について、より丁寧で分かりやすい表現となるよう工夫・改善されたい。